

○ 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件の一部を改正する告示新旧対照条文

昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材(間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。)に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱及び横架材(間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。)に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 単板積層材の日本農林規格(平成二十年国土交通省告示第七百一十号)第四条に規定する構造用単板積層材の規格</p> <p>三(六) (略)</p>	<p>構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材(間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。)に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱及び横架材(間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。)に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 構造用単板積層材の日本農林規格(昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号)第三条に規定する構造用単板積層材の規格</p> <p>三(六) (略)</p>